

旅行業・宿泊業における ワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン【概要版】

以下は旅々やまぐち割プラスにおいて「ワクチン・検査パッケージ」を活用するためのガイドライン概要版です。詳細につきましては、観光庁発表の「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」を参照ください。

●各場面での運用方法

①宿泊施設・旅行会社で商品造成・販売時

■確認作業を考慮したツアー時間の設定、確認作業の場所確保

■明記事項	
販売条件 (いずれか)	以下のいずれかの提示を同意させる ・ワクチン接種済(3回接種済(山口県民による山口県内のみ)の旅行の場合は2回目接種)但し接種日より14日以上経過していること ※接種日翌日を1日目とする ・確認日の3日前以降の検体採取による検査結果が陰性であること (抗原定性検査の場合は前日又は当日)
検査結果 通知書	①受検者氏名②検査結果③検査方法④検査所名⑤検体採取日⑥検査管理者氏名 ⑦有効期限が明記されているものを利用。
提示物	予防接種済証等を撮影した画像や写し等の提示も可能
取消料の明記 など	①条件を満たさない場合 (検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン接種から14日を経過していない場合等)の対応(取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等)。 →割引およびクーポン配布の対象外となること ②複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応 (取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容等) →条件を満たさない方のみ割引およびクーポン配布の対象外となること
検査について	本県では宿泊施設や集合場所での抗原定性検査は実施していない
持参忘れ	当日にいずれかを確認できない場合、後日の提出は不可
検査結果の 活用	本県では宿や宿泊施設に来る前にPCR検査等を受けることを必須とすること

■旅行者の同意事項

利用条件	ワクチン証明等を接種済又は検査結果が陰性であること
同意について	身分証明書等と、予防接種済証等又は陰性の検査結果通知書を、お客様と事業者が相互に確認すること
グループの 場合の対応	複数人の参加者のグループの場合、代表者が旅行者全員分のワクチン接種歴の持参が必要(画像や写し、電子的なワクチン接種証明書なども可)
当日確認に ついて	予防接種済証等又は陰性の検査結果通知書を当日確認の際に確認を行う者(宿泊施設であればフロントスタッフ、ツアーの場合は添乗員など)に提示すること
感染対策	・基本的な感染対策を怠らない ・旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること

- 旅行事業者は「旅行開始日および宿泊日当日に、ワクチン接種歴や陰性の検査結果の確認が実施される」旨を、かならず事前に旅行者へ周知すること

- 旅行事業者経由の予約にかかる予防接種済証等又は陰性の検査結果通知書の確認についても、チェックイン時に宿泊施設にて実施する。

※旅々やまぐち割プラスを利用した旅行事業者からの予約時に、利用者はワクチン検査パッケージ適用となる旨を同意するため、現地での予防接種済証等又は陰性の検査結果通知書の提示がなされない場合は、割引適用外となる。

② 旅行開始日および宿泊日当日

■ 確認実施事項	
本人確認	当日のツアー開始時又はチェックイン時等に本人確認を行う
本人確認者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が行う ・ 添乗員が付かない日帰りツアーの場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して行う ・ 添乗員が付かない宿泊付きツアーの場合は、宿泊施設のフロントスタッフ等が行う
予防接種済証等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人であること（身分証明書等により確認） ・ 3回目の接種年月日 （山口県民による山口県内のみでの旅行の場合は2回目の接種および接種日から14日以上経過していることを確認） ・ （予防接種済証及び接種記録書の場合のみ） ワクチンのシール（3回目のシールが貼られていることを確認 / 山口県内在住者は2回目のシールでも可）
検査結果の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人であること（身分証明書等により確認） ・ 検査結果（陰性であることを確認） ・ 有効期限（旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認） ・ 検査方法（PCR検査等、抗原定性検査のいずれかであることを確認）

- 確認時、待ち時間での密の回避
- 予防接種済証等又は検査結果通知書の確認において写しをとることや事務局への提出は不要

● 条件を満たさない場合の運用

① 検査結果陽性の場合

- ・ 医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す。
- ・ 同行者が陽性であり、当人がその同居人である等、濃厚接触者と考えられる旅行者については、保健所に相談する等の対応を促す。

② ①以外で条件を満たさない場合

（検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、**ワクチン3回目接種**をしていない場合等）

- ・ 旅行業者や宿泊業者は、抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合は案内を行う。

上記の抗原定性検査の案内が難しい場合

- ツアーについては、ツアー販売時に示している対応方法（取消等）を案内する。
- 宿泊サービスについては、予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を条件としていない別の宿泊プランを提案する等の対応を必要に応じて行う。

● 留意点

事業者の登録/感染防止策の維持・徹底/検査結果通知書の推奨様式/政府や県の判断で移動にかかる制限を実施する場合はこれに従う

その他条件	
学校団体	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パッケージは活用しない
未就学児等	同居する親等の監護者が同伴する場合、12歳未満は検査不要 ただし、自粛要請の対象となる場合(地域観光事業支援ではレベル2以下での適用となるため、まん延防止重点措置区域に係る県またぎ移動が該当)にあたっては、6歳以上12歳未満は検査が必要